

「盛土を前提にしたまちづくり」を実施しないことを求める陳情

(建設委員会付託)

受理番号 第44号

受理年月日 平成23年9月20日

付託年月日 平成23年9月27日

陳情者
.

陳情原文 現在、北小岩一丁目東部地区においては、最高7mにもおよぶ「盛土」を前提にした土地区画整理事業をすすめています。私たち、同地域に生活する住民は、こうした「盛土を前提にしたまちづくり」に大きな不安を抱いています。東北大地震発生以来、区内清新町はもとより、千葉県、埼玉県はじめ東北震災などの広範な地域から寄せられる「地盤破壊」の現実は、時限を超え予測を超える事象として多く伝えられています。

もともと、北小岩江戸川町会18班地域は、国土交通省による地盤調査の結果においても、また、個人住宅建設時に実施した地盤調査においても、さらに、まちの歴史においても、「安心できる固い地盤」と判断できるものでした。ところが、いま江戸川区が強行しようとしている土地区画整理事業では、関係地域に存在するすべての住宅・建築物を一斉に解体し、住民に3年間を超える長期にわたる移転・仮住まいを強要して「更地」にした上で「盛土」を前提としたまちづくりを江戸川区単独でも強行しようとしています。

私たちは、「盛土」による人工地盤を望んでいません。私たちは、江戸川区が実施したまちづくり懇談会での、サーチャージ工法による地盤造成を受け入れません。私たちは、「盛土」による人工地盤には、長期にわたるメンテナンスと、補償が前提でなければならないと考えます。江戸川区・国土交通省による説明では、この点についての説明はありません。

北小岩江戸川町会18班地域は、区内でも高いところに位置しています。私たちは、今のまちを基にして、今の地盤を大切に、住民が充分話し合っまちづくりをすすめたいと考えます。江戸川区も、国土交通省も「盛土」を前提にしたまちづくりを押しつけないでください。

つきましては、下記のとおり陳情いたします。

記

北小岩一丁目東部地域での「盛土を前提にしたまちづくり」を実施しないことを求めます。